

令和4年7月6日（水）

高森中央小学校 PTA全体会資料



■ P T A 全体会 14:55~15:55 ※オンライン配信

- (1) 校長あいさつ
- (2) 会長あいさつ
- (3) 学校から
 - ①健康面（内野）
 - ②学習面（北）
 - ③生活面（大津）
 - ④校納金（岩下）
- (4) 諸連絡
 - ①PTA 美化作業
 - ②その他

※プール解放について

今年度は感染症対策のために PTA による夏休みのプール解放は行いません

※資源回収について

昨年度実施しましたので本年度は行いません。 ※隔年実施

高森町立高森中央小学校「学校いじめ防止基本方針」

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

① 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるのみならず、その生命もしくは身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを教職員等が認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する児童本人やその生活環境に対する理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

② 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習およびその他の教育活動に取り組むことができるように、保護者及びその他関係者との連携を図りながら、学校総体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止に努める。

(2) いじめの防止等のための対策の基本となる事項

① 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の思いを伝えたり、他者の思いをくみ取ったりするコミュニケーション能力の基礎を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、いじめ防止に向けて児童が自主的に行う諸活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、児童会を中心として「高森中央小学校いじめ撲滅宣言」を日常的に活用するとともに日常的な児童の行動指標として宣言文を教室内に掲示する。

イ いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童全てに対する心のアンケートを毎月実施すると同時に、教育相談を実施し、確実ないいじめの実態把握を行う。
- ・いじめ調査の結果は、迅速に各学年部で共通理解を図るとともに、その結果を教頭に報告する。
- ・教頭は「いじめ不登校対策委員会」を開催し、同対策委員はケース毎の対処の方向性と実際について協議する。
- ・児童及び保護者が、いじめに係る相談を気兼ねなく行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯・スマートフォン使用に係る教室等を行う。

② いじめ防止等に関する措置

ア 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主任、各学年部代表、教務主任

<活動> 児童のいじめ不登校に関する情報共有を行うとともに、当該児童への指導支援のあり方について協議する。

<開催> 子どもを見つめる会等で児童の学校生活、家庭生活等について情報共有をおこなうとともに、いじめ事案発生時は養護教諭、担任、発見者等を交えて緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

・児童及び保護者からいじめに係る相談を受けた場合教職員は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行うとともに、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した旨を、高森町教育委員会に速やかに報告するとともに、その後の指導支援について教育委員会と協議を行い、その対処のあり方について指導支援を受ける。

④ 学校評価における留意事項

いじめについての情報共有を行い、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

熊本県小学生

心のきずなを深める**5**か条

高森中央小学校版

- 第1条 だれにでも、
笑顔で進んであいさつをしよう
- 第2条 人にしてもらってうれしいことを考え、
優しい言葉をつかおう
- 第3条 困っている友達には、
進んで声をかけよう
- 第4条 人の話はきちんと聞こう
- 第5条 ものを大切にあつかおう

熊本県 スクール・セクハラ^{ゼロ}運動

熊本県教育委員会は、「熊本県 スクール・セクハラ^{ゼロ}運動」を進めていきます。

スクール・セクハラと思ったら 相談してください (校内相談窓口)

(教頭 杉・養護 内野) 先生に直接相談してください。

(校外相談窓口)

- ・「24時間子供SOSダイヤル」 (0120-0-78310)
- ・(小・中・義務教育学校)義務教育課 (096-333-2689)
- ・(県立高等学校・県立中学校)高校教育課 (096-333-2685)
- ・(特別支援学校)特別支援教育課 (096-333-2683)
- ・(全校種)学校安全・安心推進課 (096-333-2720)
- ・メールでの相談



(下のアドレスや右の二次元コードで相談フォームにつながります)



<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/132/123612.html>

スクール・セクハラとは・・・

教職員が、児童生徒に不快な思いを与える性的な言動を行うことです。性的な言動とは、性的な関心・欲求や社会的・文化的につくられた性差に基づく発言や行為です。

こんなことがスクール・セクハラです

- ・必要もないのに身体に触られたり、下着や着替えを見られたりした。
- ・性的なからかいや冗談を言われた。・容姿について話題にされた。
- ・身体をしつこく見られた。・性的な画像をメールやSNSで送られた。
- ・「女のくせに」や「男のくせに」など性別によって決めつけられた。

★お子さんのことで、こんなことを見たり聞いたりしていませんか？

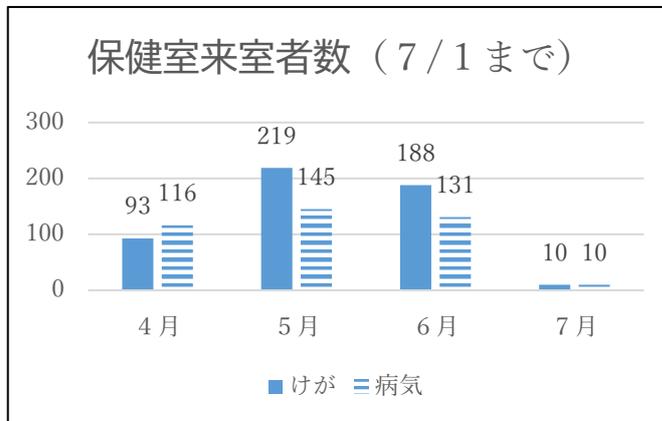


**断じて許されません！
“0”件を目指します！**

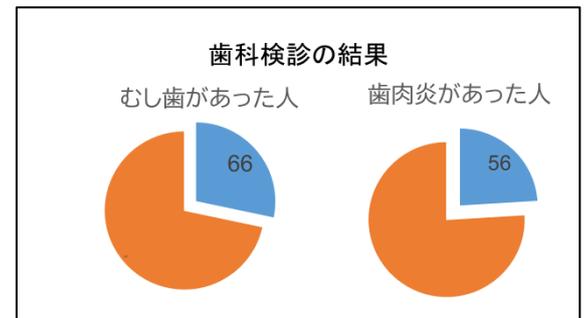


健康面

(1) 来室状況



(2) むし歯罹患患者数



(3) スポーツ振興センター

学校管理下でのケガ等で受診されたときは、保健室までお知らせください。

(4) 夏休みの過ごし方

① なかよく家族でスキンシップ

*一人でもできることも増えていきますが、がんばっていること、興味があることをおうちの方に聴いてもらえることで、お子さんの『がんばるエネルギー』が湧いてきます。

② 通院

*むし歯 保有者 66名でした。

*夏休み明け、元気で学習できるように歯・目・耳の通院をよろしくお願いします。

③ 休みの日も生活リズムを崩さずにさわやかな目覚めは作ることを心がけましょう。

*楽しいことは朝起きてすぐ出来るようにすることも効果的です。

*入浴・入眠等の15～30分前に声かけて、段取りを自分で考える習慣をつけさせましょう。

*安眠できる環境づくり

*熱中症対策を行った上での外遊び・お手伝い等

④ 睡眠を十分に

脳の発達・心の安定のためにも、夜9時半までの就寝をお願いします。

⑤ みんなで新型コロナウイルス感染症感染防止

手洗い・マスク着用・換気・机の消毒・エチケット歯みがきなど、感染予防活動を引き続き取り組んでいます。

その他ご不明な点、ご心配なことがありましたら、お知らせください。

学習面

教育相談

1 期 間

★7月25日（月）～7月29日（金）午前9：00～16：00

※各学級で、実施日等は異なります。担任から連絡があります。



2 場 所

★高森中央小学校各教室

3 内 容

★何か気になることや、ご相談されたいことなどを話しあう機会の一つとして、「教育相談」を実施します。

★担任と保護者の2者で全児童の保護者を対象に、希望される場合のみ行います。

原則、上記の1週間中に計画しますが、ご家庭の都合や担任の研修日等の関係もありますので、希望されるご家庭は早めに担任に直接連絡を取り、日程を調整してください。

4 その他

★ご不明な点がありましたら、学校まで連絡ください。

0967-62-0038

メモ

生活面

令和4年度 夏休みの過ごし方

高森中央小学校 生徒指導

夏休みが間もなく始まります。夏休みは長期間学校生活からはなれ、日頃できないことにチャレンジする絶好の機会です。家庭内での決まり事、日常生活でのマナー、交通安全などのルールを再確認し、楽しく意義ある夏休みにしてください。また、感染症予防のための新しい生活様式を踏まえ、健康にも留意して過ごしていただきたいと思います。

さて、以下、子どもたちが健康で、安全に過ごすことができますように高森中央小学校で共通の「夏休みの過ごし方」のガイドを示しておきます。必ず目を通していただき、ご確認いただきたいと思います。

※高森中央小学校では「あいさつ」「三つの心（命・人・もの）」を大きな柱にして取り組んでいます。ご家庭でもぜひご支援をよろしくお願い致します。

※「基本的な生活習慣の定着」のため次のような点でご指導よろしくお願い致します。

・あいさつ ・時間や規則の遵守 ・はみがき ・手洗い、うがい

※健康づくり、体力づくりの良い機会になるようご支援ください。

1 生活面

①外出時間は午前10時から午後6時までです。（午後6時には帰宅します）

・でかけるときは、必ず「どこに、だれと、何をしに、何時頃帰る」を確認して外出させてください。

・友達の家に行く場合、迷惑がかかるような時や食事時などは避けるように声かけをお願いします。

②町外への外出は、必ず保護者の方が同伴してください。

③外泊は原則として禁止です。

④家族の一員として、家での手伝いを決め、実行させてください。

⑤ゲームセンターやカラオケボックスなどへ行く場合には保護者の方の同伴をお願いします。

※子どもが所持するお金は、常識の範囲内に留めてください。適切な金銭感覚を身につけさせてください。

⑥危険性のある遊びは学校では禁止にしています。（エアガンなど）

⑦パーマ、脱色等は成長期の子どもの健康な発達に影響があるため、原則として認められません。ご理解をお願いします。

⑧ゲームソフトやお金の貸し借りは、絶対しないようにしてください。

⑨用事のない店に出入りしないようにご指導ください。

⑩お家の方が不在の時のお家には、遊びに行きません。

2 学習面

- ① 7月までに学んだことや今までに経験したことを再度確認する期間にしてほしいと考えています。
- ② 地域の行事やボランティア活動に参加する際は、新しい生活様式の視点を取り入れて活動するようお願いいたします。
- ③ 学習活動や親子読書も継続していただきたいと思います。

3 安全面

- ① 交通事故には十分に注意してください。（横断歩道の歩行の仕方、自転車の乗り方はご家庭でも必ず確認をお願いします。）
- ② 花火については場所を考え、保護者の方と一緒に適切に楽しめるようにしてください。
- ③ 水の事故が全国各地で起こっています。十分にお気をつけ下さい。
- ④ 外出時は、必ず防犯ブザーを持たせてください。
- ⑤ 知らない人に声をかけられたら、様子を見て大声を出したり、逃げたりするように日頃からお話しください。
- ⑥ 自転車でのルールを守り、適切な点検を行った上で乗るようにして下さい。
 - ・「ヘルメットの着用」や「曲がり角での一時停止」の徹底をお願いします。
 - ・自転車に乗る範囲につきましては以下のようになっております。

1・2年生・・・公道は乗らない

3・4年生・・・旧校区内

5・6年生・・・中央小校区

- ⑦ ローラースケートやキックボード等を公道で使用することは法で禁止されています。正しい使い方をご指導の上使用させてください。
- ⑧ スマートフォンやタブレットなどの通信機器活用時のマナーやルール、モラルを守らせ、保護者の方の管理、責任の下で安全な活用をさせて下さい。
 - ・特にインターネットの活用には十分な配慮をお願いいたします。ゲームやSNS等で知らない相手とつながりトラブルに巻き込まれたりする事案が発生しております。

4 健康面

- ① 規則正しい生活を送り、体の調子を整えるようにしてください。
- ② むし歯や病気の治療はできるだけ早めにすませるようにしてください。
- ③ 毎日体を動かして、健康な体で1学期後半が迎えられるよう声かけをお願いします。
- ④ 暑いところで過ごすときには、こまめに水分補給、休憩をお願いします。

★ 命を大切にし、健康で安全な夏休みにしましょう！

緊急連絡

高森中央小学校

高森町高森1100番地

TEL 0967-62-0038



旧 令和4年度 高森中央小学校 校納金 徴収計画書

令和4年4月25日現在

1年生	徴収金額		調整月											
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計(第1子)	68,950	0	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	4,950	0
合計(第2子以降)	67,600	0	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000	5,600	0

2年生	徴収金額	繰越金	調整月											
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計(第1子)	60,950	250	8,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,950	0
合計(第2子以降)	59,600	250	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,600	0

3年生	徴収金額	繰越金	調整月											
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計(第1子)	65,230	250	8,000	8,000	7,000	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	5,230	0
合計(第2子以降)	63,880	250	8,000	7,000	7,000	7,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	4,880	0

4年生	徴収金額	繰越金	調整月											
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計(第1子)	66,700	250	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000	6,000	6,000	5,700	0
合計(第2子以降)	65,350	250	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000	6,000	6,000	5,350	0

5年生	徴収金額	繰越金	調整月											
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計(第1子)	67,700	250	8,000	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000	6,000	6,000	5,700	0
合計(第2子以降)	66,350	250	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000	6,000	6,000	5,350	0

6年生	徴収金額	繰越金	調整月											
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
合計(第1子)	78,450	250	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	6,450	0
合計(第2子以降)	77,100	250	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	7,000	6,100	0

上記内訳

費目	金額					
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
給食費	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000
学年費	17,000	9,250	13,530	15,000	16,000	26,750
P T A会費(第1子/第2子以降)	1,800	600	1,800	600	1,800	600
P T A共済掛金(P災コース)	500	500	500	500	500	500
P T A共済掛金(安互コース)(第1子)	150	0	150	0	150	0
日本スポーツセンター掛金	500	500	500	500	500	500
集団宿泊代金 別途集金予定					別途	
修学旅行代金 別途振込予定						別途
合計(第1子/第2子以降)	68,950	67,600	61,200	59,850	65,480	64,130
前年度繰越金			250	250	250	250
今年度徴収金額(第1子/第2子以降)	68,950	67,600	60,950	59,600	65,230	63,880

※上記とは別に、個別の徴収計画がある場合、該当のご家庭にのみご案内いたします。



令和4年度 高森中央小学校 校納金 徴収計画書

令和4年7月6日現在

1年生	徴収金額		調整月						調整月				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(第1子)	32,950	0	8,000	7,000	7,000	7,000	3,950						0
合計(第2子以降)	31,600	0	7,000	7,000	7,000	7,000	3,600						0

2年生	徴収金額	繰越金	調整月						調整月				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(第1子)	24,950	250	8,000	6,000	6,000	4,950							0
合計(第2子以降)	23,600	250	7,000	6,000	6,000	4,600							0

3年生	徴収金額	繰越金	調整月						調整月				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(第1子)	29,230	250	8,000	8,000	7,000	6,230							0
合計(第2子以降)	27,880	250	8,000	7,000	7,000	5,880							0

4年生	徴収金額	繰越金	調整月						調整月				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(第1子)	30,700	250	8,000	7,000	7,000	7,000	1,700						0
合計(第2子以降)	29,350	250	7,000	7,000	7,000	7,000	1,350						0

5年生	徴収金額	繰越金	調整月						調整月				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(第1子)	31,700	250	8,000	8,000	7,000	7,000	1,700						0
合計(第2子以降)	30,350	250	8,000	7,000	7,000	7,000	1,350						0

6年生	徴収金額	繰越金	調整月						調整月				
			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計(第1子)	42,450	250	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000				2,450		0
合計(第2子以降)	41,100	250	8,000	8,000	8,000	8,000	6,650				2,450		0

上記内訳

費目	金額											
	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生	
給食費	13,000		13,000		13,000		13,000		13,000		13,000	
学年費	17,000		9,250		13,530		15,000		16,000		26,750	
P T A 会費 (第1子/第2子以降)	1,800	600	1,800	600	1,800	600	1,800	600	1,800	600	1,800	600
P T A 共済掛金 (P 災コース)	500		500		500		500		500		500	
P T A 共済掛金 (安互コース) (第1子)	150	0	150	0	150	0	150	0	150	0	150	0
日本スポーツセンター掛金	500		500		500		500		500		500	
集団宿泊代金 別途集金予定									別途			
修学旅行代金 別途振込予定											別途	
合計 (第1子/第2子以降)	32,950	31,600	25,200	23,850	29,480	28,130	30,950	29,600	31,950	30,600	42,700	41,350
前年度繰越金			250		250		250		250		250	
今年度徴収金額 (第1子/第2子以降)	32,950	31,600	24,950	23,600	29,230	27,880	30,700	29,350	31,700	30,350	42,450	41,100

※上記とは別に、個別の徴収計画がある場合、該当のご家庭にのみご案内いたします。

令和4年7月6日

高森中央小保護者 様

高森町立高森中央小学校
PTA会長 小篠 のぞみ

PTA保護者美化作業について

平素は大変お世話になっております。このことについて下記のとおり実施します。
つきましては、ご多用中とは存じますが、ご参加ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 日 時** 令和4年8月27日(土) 午前6時～午前7時 早朝に実施
※参加できない方の予備日：8月26日(金) 午後5時45分～
※大人のみで実施（児童は参加しません）
※午前5時30分頃に態度決定（延期の場合→カイズンメールにて連絡）
※小雨決行。但し、悪天候で実施不可の場合→9月3日(土)に延期

- 2 内 容**
- ・運動場、プール周辺の除草作業
 - ・運動場階段横、校舎周辺の樹木の剪定
 - ・運動場内、校舎周辺の除草
 - ・駐車場側溝の土の除去

- 3 作業分担** ※以下の場所の周辺にて作業

○刈り払い機による除草

運動場、プール、体育館、スクールバス停、国旗掲揚台、藤棚付近等

○草刈り鎌による作業

運動場トラック・校舎周辺

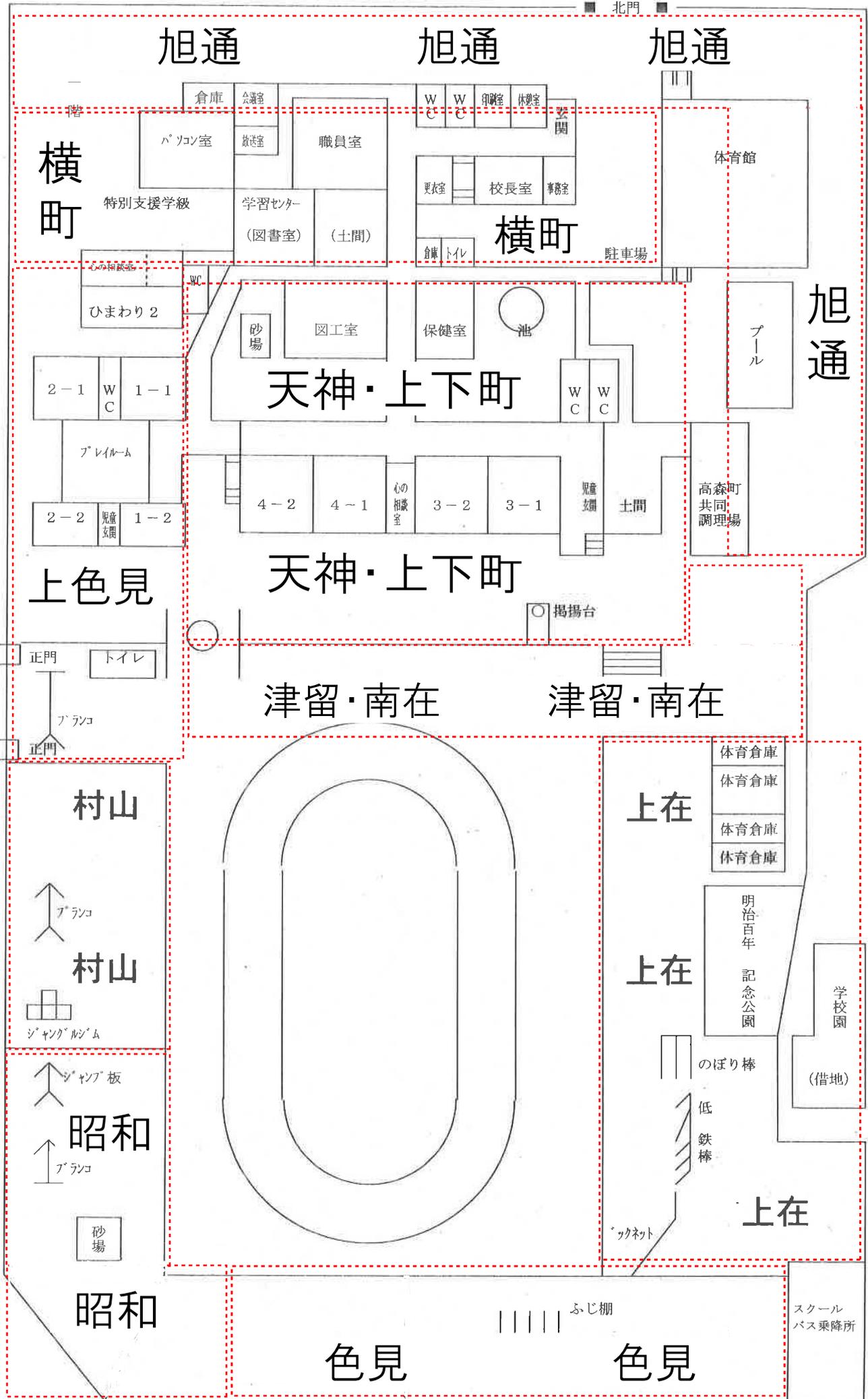
※地区割りは、裏面をご覧ください。

4 その他

- ・コロナ感染防止のため保護者のみで作業を行います。子どもの参加はご遠慮ください。
- ・高学年玄関に参加確認の名簿を置きますので必ずご記入ください。
- ・除草用具は、各自でご用意ください。
- ・長袖、長靴など作業できる服装でご参加下さい。
- ・刈った草は、運動場南側に運んでください。
- ・駐車場は運動場とします。
- ・けがや事故がないように充分ご注意ください。
- ・熱中症対策として、水分補給などにご留意ください。



北門



ここに草が入らないようにお願いします